

第 3 7 回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 7 月 2 日（木）午後 2 時 0 0 分から午後 2 時 4 5 分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3 階）

3. 出席した農業委員（13 人）

会 長	1 4 番	前 川 正 人			
委 員	1 番	丹 野 義 基	2 番	佐 畑 幸 一	
	3 番	伊 東 登	5 番	唯 野 哲 夫	
	6 番	坂 本 雄 司	7 番	後 藤 義 昭	
	8 番	三 國 実 加	9 番	小 島 良 金	
	1 0 番	佐 藤 雄 一	1 1 番	武 島 竜 太	
	1 2 番	中和田 吉 彦	1 3 番	目 黒 正 一	

4. 欠席した農業委員（0 人）

5. 遅参した農業委員（0 人）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志 賀 謙 寿
事務局次長兼農業振興係長	陶 裕 人
農地係長	門 馬 優 樹
事務局主査	大河原 康 平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 農地の転用事実に関する照会について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について

(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について

(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第2条第2項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第4号 令和6年度第4号農用地利用集積計画について

議案第5号 目標地図（素案）について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻前ですが、お揃いなので全員ご起立を願います。
一同「礼」着席願います。

議 長 本日は、第37回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、
委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律
第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに
第37回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
事務局長。

事務局長 それでは、先月の総会以降の諸般についてご報告申し上げます。
お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。
6月17日・月曜日、福島市で福島県農業会議第107回通常
総会が開催され、前川会長が出席しております。また、同じ日に
本総会に係る議案を郵送配布をさせていただいております。6月
25日・火曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。
報告は、以上でございます。

議 長 次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
12番中和田吉彦委員、13番目黒正一委員。ご両名を指名いた
します。
次に、日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。
会期は、本日1日間といたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 次に、日程第4、議事に入ります。
報告第1号専決処分について、を議題といたします。
(1) 農地の転用事実に関する照会について事務局の説明を求
めます。事務局。

事務局 報告第1号専決処分、農地の転用の事実に関する照会につい

て、説明いたします。福島地方法務局相馬支局登記官から、令和6年5月16日付けで「農地の転用事実について」照会があり、回答については、農林水産省通知に基づき、照会の日から、2週間以内に回答する必要があるため、専決処分として取り扱わせていただきました。申請人の住所、氏名、土地の所在はそれぞれ議案書記載のとおりです。

令和6年5月29日に中和田吉彦12番農業委員と事務局で現地調査を行い、転用目的「一般住宅用地」で、転用目的のとおりに使用していることを確認し、令和6年5月30日に土地の現況を「非農地の宅地」と回答いたしました。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に報告第2号報告事項について、を議題といたします

- (1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について
- (2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について
- (3) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 はじめに(1)農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、今月は1件の届出を受理しました。番号1について、去る6月25日、5番委員、6番委員、7番委員とともに現地調査を実施しております。現地調査の結果、通作用の道路として砂利敷等で造成されている状況を確認しているものです。次に(2)農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は1件の報告を受理いたしました。番号1について、去る6月25日、5番委員、6番委員、7番委員とともに、現地調査を実施しております。許可の内容について

は、自己住宅、倉庫、駐車場用地で、進捗率は50パーセントとなっています。当初の計画より、資材不足を理由に工事が遅れていますが、令和6年10月末ごろ完了予定となっているものです。転用事業者に対しては、工事が完了した際に、改めて農業委員会に工事の完了報告が必要な旨の説明を行っているものです。次に（3）農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は1件の報告を受理いたしました。番号1について、去る6月25日、5番委員、6番委員、7番委員とともに、現地調査を実施いたしました。現地調査の結果、農地転用の許可条件のとおり工事が完了していることを確認いたしました。最後に（4）農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は3件の届出を受理いたしました。権利の取得事由については、いずれも相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番及び2番について担当委員挙手願います。7番後藤義昭委員お願いします。

7 番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番・2番については、譲受人が同じですので一括してご報告申し上げます。申請人、申請地については、議案書記載のとおりでございます。去る6月12日に本申請地の現地確認を行い、6月26日に地区担当の推進委員、事務局と共に、玉野公民館において譲受人への聞き取り調査を行いましたので、調査担当委員を代表し、調査結果をご報告いたします。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人には貸付地、不耕作地がないことを現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件については、要件を満た

しております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件についてであります。農地所有適格法人以外による農地の権利取得の禁止となっております。本件については、譲受人である法人より、定款及び決算報告書の添付を確認し、農地所有適格法人の要件である、法人形態要件、議決要件、役員要件、事業要件をすべて満たしていることを確認しております。よって、許可基準第2号農地所有適格法人要件については、要件を満たしております。次に許可基準第3号信託契約の有無についてであります。議案書に記載のとおり該当ありません。次に許可基準第4号農作業常時従事要件については、申請人が法人であるため、非該当であります。次に許可基準第5号借入地の転貸、質入れについてであります。譲受人に転貸の事実はないため、非該当であります。最後に許可基準第6号地域調和要件であります。議案書記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可基準第1号から第6号すべて非該当であると認められることから、許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。報告は以上でございます。

議 長 続いて、番号3番について担当委員举手願います。11番武島竜太委員お願いします。

11番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、番号3番案件を報告致します。申請人、申請地については、議案書記載のとおりです。去る6月28日に地区担当推進委員とともに現地にて譲受人に聞き取り調査を実施しました。申請地は譲受人宅地と隣接した農地です。譲受人は非農家ですが、申請地を処分したい譲渡人の強い要望と譲受人が野菜作りに興味があったこともあり、売買を行うこととなりました。許可基準1号、2号、3号、5号については、譲受人は新規就農予定の個人であるため、該当しません。許可基準4号は、農作業に関して、家族間での協力の取り決めもあり、管理機、草刈り機、小農具等の購入予定、作付け計画、営農計画書の添付もあり、問題はないものと判断しました。また、農業者の友人もおり、耕作協力者としてアドバイスを頂けるものとなっております。地

区担当推進委員からも「問題なし」との回答を頂いております。報告は以上です。

議 長 次にと事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、1番・2番案件について、補足説明をさせていただきます。お手元に配布しました議案第1号 1番・2番案件補足資料と書かれた資料をご覧ください。こちらには農地所有適格法人が農地を取得する場合の概要や要件が記載されているものです。本申請の譲受人は、資料中段の黄色で塗られた農地所有適格法人とは、に記載の要件4項目について、法人の登記事項証明や定款、並びに決算報告書等の添付しており、確認しているものです。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。譲受人と譲渡人及び

申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電施設用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から6カ月を予定しております。

転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、備考欄記載のとおり、東北電力の太陽光発電設備系統連携承諾、及び売電先の事業者が経済産業大臣の小売電気事業の登録を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議長 続いて、担当委員举手願います。6番坂本雄司委員お願いいたします。

6 番 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告いたします。去る6月25日に5番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。申請地、申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準については、申請地は周辺が宅地化しており、概ね10ヘクタール未満の農地であることを、現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、ほかの場所での事業は困難であると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で周辺の内への影響及び支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上です。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に議案第3号について、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、を議題といたします。本件に関し、番号1番から番号69番の69件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より、説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査いただくにあたり、事務局より、ご説明申し上げます。去る6月25日に5番委員、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員と共に、番号1から番号69について、現地調査を実施し、農地・非農地の判断を行いました。

皆様のお手元に調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載した資料をお配りしております。このあとの調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。説明は以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。5番唯野哲夫委員願います。

5 番 議案第3号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る6月25日に6番委員、7番委員、

事務局2名と共に、現地調査を実施してまいりました。担当調査員を代表いたしまして調査結果をご報告いたします。41番から43番及び59番の現況を原野と判断いたしました。それ以外の番号1番から番号40番、番号44番から番号58番、番号60番から番号69番の現況を山林と判断いたしました。よって、番号1番から番号69番まですべてを非農地と判断いたしました。報告は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。10番佐藤雄一委員。

10番 登記簿地目が山林の農地も審査対象地に含まれているが、理由を伺います。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 10番佐藤雄一委員のご質問にお答えします。登記簿地目が山林の土地が議案に上程されている理由としまして、相馬市農業委員会の農地台帳においては、現況が農地として登録されているため、今回の非農地判断の対象地として扱っているものです。説明は以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり非農地と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第 3 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり非農地と判断することに決せられました。次に、議案第 4 号令和 6 年度第 4 号農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 4 号令和 6 年度第 4 号農用地利用集積計画について事務局より説明いたします。議案書をご覧ください。今回は 15 件の提出がありました。内訳は新規 2 件、再設定 13 件です。権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりであります。番号 1 及び番号 2 は従前の被設定人の死去に伴い、新たな被設定人との新規の利用権設定となります。番号 3 から番号 12 までにつきましては賃貸借による再設定で、番号 13 番から番号 15 までにつきましては使用貸借による再設定です。旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定による要件につきましては、満たしております。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第 4 号令和 6 年度第 4 号農用地利用集積計画については同意することに決せられました。次に議案第 5 号目標地図（素案）について、を議題と

いたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局

議案第5号目標地図（素案）について事務局よりご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第20条第1項の規定に基づき、相馬市から目標地図（素案）の作成及び提出を求められており、令和4年度より農業委員会として、目標地図（素案）作成に着手しました。

まず、令和5年2月10日に耕作者1,381人に対して現段階での意向を確認するためにアンケートを実施し、788人から回答を得ました。

次に資料1をご覧ください。地域計画座談会並びに目標地図（素案）確認作業の経過一覧となります。令和5年7月5日から令和6年3月13日までの間、現況地図を用いて、アンケート結果から10年後の耕作者について話し合う地域計画座談会を計32回実施しました。その後、座談会の結果を踏まえ、令和6年5月17日から令和6年6月13日までの間、担当委員による目標地図（素案）の確認作業を計12回実施しました。

次に資料2の1をご覧ください。今回の目標地図（素案）の対象区域の農地面積・耕作者数・保全管理地面積の一覧となります。農地面積2,872.3ヘクタール、耕作者数、現況1,126人、目標1,067人（59人減）、保全管理地面積、現況388.0ヘクタール、目標436.0ヘクタール（48ヘクタール増）、農地面積に占める保全管理地面積の割合、現況13.5パーセント、目標15.2パーセント（1.7パーセント増）となっております。

次に資料2の2をご覧ください。地区毎の農地面積・耕作者数・保全管理地面積の一覧となります。一番上の行の中野地区をご覧ください。農地面積36.5ヘクタール、耕作者数、現況23人、目標21人（2人減）、保全管理地面積は0ヘクタールとなっております。西山地区以降につきましては、記載の通りでございます。

なお、各地区の目標地図（素案）の詳細説明は、事前に担当地区の委員の皆様にご確認いただいておりますので、ここでは省略させていただきます。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第5号目標地図（素案）については同意することに決せられました。なお、市への目標地図（素案）の提出については、総会終了後、執り行いますので、ご了承願います。以上で、提出された議案全て終了といたします。本日、決定したことの取扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。以上をもちまして、第37回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定により署名する。

相馬市農業委員会	会 長	前 川 正 人
----------	-----	---------

議事録署名委員	1 2 番	中和田 吉 彦
---------	-------	---------

議事録署名委員	1 3 番	目 黒 正 一
---------	-------	---------